

御坊市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成２９年４月改正

御 坊 市

目 次

1. はじめに	1
2. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	2
3. 国及び地域における発生段階と緊急事態宣言	3
4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	4
5. 対策推進のための役割分担	4
6. 行動計画の主要項目	6

【各論】発生段階別

1. 実施体制	1 2
1) 未発生期 2) 海外発生期 3) 国内発生早期（県内未発生期）	
4) 県内発生早期 5) 県内感染期 6) 小康期	
2. 情報収集と適切な方法による情報提供	1 3
1) 未発生期 2) 海外発生期 3) 国内発生早期（県内未発生期）	
4) 県内発生早期 5) 県内感染期 6) 小康期	
3. まん延防止対策	1 6
1) 未発生期 2) 海外発生期 3) 国内発生早期（県内未発生期）	
4) 県内発生早期 5) 県内感染期 6) 小康期	
4. 市民に対する予防接種の実施	1 7
1) 未発生期 2) 海外発生期 3) 国内発生早期（県内未発生期）	
4) 県内発生早期 5) 県内感染期 6) 小康期	
5. 生活環境の保全、その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	
①ライフラインの維持・確保	1 9
②生活関連物資の確保及び安定	2 0
③相談窓口の設置	2 2
④治安・消防機能の維持	2 3
⑤火葬・安置場所の確保	2 3
⑥社会福祉施設の運営	2 5
⑦在宅要援護者への支援	2 6
⑧学校等の臨時休校（園）措置	2 7
⑨医療提供体制への協力	2 8
資料1 実施体制	3 1
資料2 用語解説	3 3

1. はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザとは抗原性が大きく異なる新型ウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しているが、ほとんどの人が新型ウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小限に抑えることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものとし国において制定された。

病原性が季節性並みであった新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的、地域的に医療資源・物資のひっ迫等がみられ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備え対応できるよう十分な準備を進める必要がある。

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的な大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザ「新型インフルエンザ（A/H1N1）」（当初は豚インフルエンザと呼ばれた）が大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と諸外国と比較して低い水準にとどまった。また、このときの経験を通じて、現場での行動や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

このため、本市では市民の健康への被害及び社会的経済活動への影響を最小限に留めるため、国、県の対策と協力・連携を図り、本市の対策が最大限の効果を上げるよう、新型インフルエンザ等対策行動計画を策定した。

今後、国が各分野における対策の具体的な内容、実施方法等について作成した政府ガイドラインや専門的知見をもとに業務マニュアル等を整備し、本市における新型インフルエンザ等の対策を充実していくこととする。

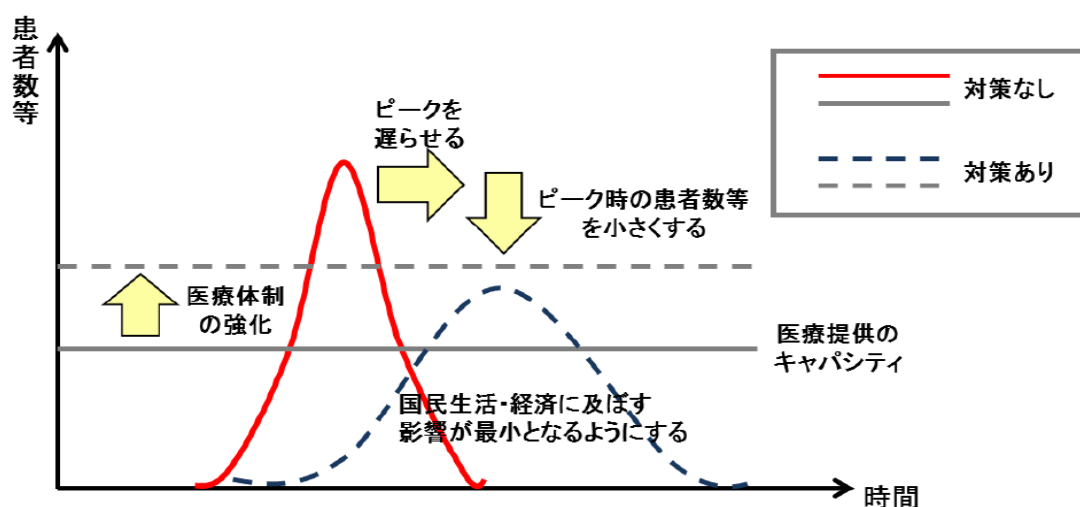
2. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能であるといわれている。さらに交通手段の発達により、人が地球規模で短時間に移動する時代であり、世界のどこかで新型のインフルエンザが発生すれば、国内への侵入は避けられないといわれている。国内のどこかに発生すれば健康被害の拡大はもとより、社会・経済の破綻が危惧される。

こうした事態を生じさせないため特措法が制定され、国・県・市町村は、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、それぞれの役割に応じた対策を推進していくことが必要とされている。

そのため、国・県もそれぞれの立場・役割からこれらの対策を推進するための行動計画が策定されている。その中では、市町村は住民に一番近い行政単位であり、地域の実情に合った行動計画を作成することとされているが、特に、市民の生活支援、一人暮らし高齢者や障がい者等、社会的弱者への対策や情報発信・相談対策などが求められている。新型インフルエンザ等の発生 の 時期や地域、発生した場合の感染力、病原性の強さ、流行規模等を予測することは現時点では困難ではあるが、発生した場合には周到な計画により発生初期の段階で押さえ込み、出来る限り感染拡大の防止に努めなければならない。この新型インフルエンザ対策は、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、社会・経済機能に及ぼす影響が最小となるようにするのが目的である。下図（国行動計画より転写）は対策効果のイメージ図である。適切な対策を講じて、破線のように流行のピークを少しでも後にずらすことが出来れば、感染者の一気に増加を抑制し、さらに対応するワクチン製造時間の確保も可能になると考えられる。この行動計画は、このような効果を期待した計画である。

<対策の効果 概念図>



3. 国及び地域における発生段階と緊急事態宣言

①国及び地域における発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。

国基準の5つの発生段階に、県基準に合わせて6段階に分類している。

(表1)

発生段階		状態	WHOフェーズ
未発生期	(1)未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	1・2・3
海外発生期	(2)海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	4・5・6
国内発生早期	(3)県内未発生期	県内で新型インフルエンザ等が発生していない状態	
	(4)県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内感染期	(5)県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	
小康期	(6)小康期	県内で新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	ポストパンデミック状態

★ フェーズ4：限定されたヒトヒト感染の小さな集団（クラスター）が見られるが、拡散は非常に限定されており、ウイルスがヒトに対して十分に適合していない状態

フェーズ5：より大きな（一つあるいは複数の）集団（クラスター）が見られるが、ヒトヒト感染は依然限定的で、ウイルスはヒトへの適合を高めているが、まだ完全に感染伝播力を獲得していない状態

フェーズ6：パンデミック期 一般のヒト社会の中で感染が増加し、持続している。

ポストパンデミック：パンデミックが終息に向かい、感染力が季節性インフルエンザと同等程度になった状態
(参考：国立感染症研究所 感染症情報センター)

②新型インフルエンザ等緊急事態宣言

国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、政府対策本部長は特措法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行い、必要な措置を講ずる。緊急事態宣言時においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示することとなる。

緊急事態宣言となった場合には、特措法第34条に基づいて市長は、直ちに対策本部を設置することとなる。

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

新型インフルエンザ等発生の流行規模は、出現するウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるものであり、事前に流行規模を想定し、予測するのは難しいとされている。ここでの本市の流行規模の想定は、和歌山県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）における流行規模想定を元に推計している。

県試算同様、ワクチンや薬剤の介入及び医療体制、衛生状況等は考慮していない。

県は、人口の25%が新型インフルエンザ等になり患し、流行期間は約8週間と想定した場合に医療機関を受診、入院する患者数等は以下のように推計されている。

○和歌山県推計	外来総患者数	約11万人～約19万人
	入院患者数	約4,800人
	死亡者数	約1,600人
○御坊市推計	外来総患者数	約2,700人～約5,000人
	入院患者数	約120人
	死亡者数	約40人

新しい県行動計画では、数値の記載はないが、本計画策定段階で、感染まん延期に収容する医療機関の確保等を検討する際、本市におけるピーク時の入院患者数の目安が必要であり、平成25年4月段階での県行動計画の試算の数値を参考にした。病原性が中等度や重度などウイルスの強度等によって大きく左右されるが、この県行動計画では、昭和32年流行した中等度のアジアインフルエンザを参考に試算されており、和歌山県での最大入院患者は、流行発生から5週間目で840人と想定されている。これを参考にすれば、本市でも流行発生から5週間目で最大入院患者数は、一日当たり21人が想定される。この患者数は中等度の試算で、病原性が重度となるとさらに増大すると考えられる。そのため、早めの対策をすることで、2ページ「対策の効果概念図」のとおり流行のピークを抑制しながらなるべく後にずらし、それにより新型コロナウイルスに対応するワクチン製造のための時間を確保できることも重要なことと考えられる。

5. 対策推進のための役割分担

① 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した時は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

国は新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO(世界保健機関)その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国の国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査・研究に係る国際協力の推進に努める。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し対策を強力に推進する。

②県の役割

県は、新型インフルエンザ等の発生前は、県行動計画等を踏まえ、医療の確保、住民の生活支援等の対策に関して、新型インフルエンザ等の発生に備えた各種の準備を進めるとともに、新型インフルエンザ等の発生時には、知事を本部長とする県対策本部を設置し、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、地域の状況に応じて判断を行い、国、市町村、医療機関等との緊密な連携のもと対策を強力に推進する。

③市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、県や周辺町と緊密な連携を図る。

④医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等発生前から院内感染対策や必要となる医療資器材の確保に努めるとともに、発生時において、継続して医療を提供するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定や地域における医療連携体制の整備に努める。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するように努める。

⑤一般事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

⑥市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいて行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染

対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6. 行動計画の主要項目

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等に迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた御坊市インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）をあらかじめ策定し、広く関係者に周知しておく必要がある。

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全県的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、県、市町村、事業者等が相互に連携を図り、一体となった取組みを行うことが求められる。

① 新型インフルエンザ等対策本部の設置前

市は、海外発生期において、情報収集体制（事務局体制）を確立するため情報収集会議を立ち上げ、情報収集・情報共有にあたる。

県内未発生期（国内発生早期）において、庁内関係部署相互の連携を図るため、健康危機管理連絡調整会議を立ち上げ、行動計画を実施するための措置を講じる。

② 新型インフルエンザ等対策本部の設置

緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき、新型インフルエンザ等対策本部を速やかに設置し、市民の健康被害、社会的・経済的混乱を最小限に抑えるため、国・県・医療機関及び関係団体等との連携を緊密に保ちながら早期の終息を目指し、総合的な対策を実施していく。

◎ 御坊市新型インフルエンザ等対策本部

【設置目的】

御坊市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）は、新型インフルエンザ等の発生に伴い、市民の健康被害の拡大を最小限に抑え、パンデミックの際に生じることが予測される社会的・経済的混乱を最小限に抑えるための総合的な対策を実施するために設置する。

【設置基準】

感染症法第44条の2の規定に基づき、厚生労働大臣が新型インフルエンザ等感染症の発生を公表した際には、以下のいずれかの場合に設置する。

- ① 特措法第32条の第1項の規定に基づき緊急事態宣言がなされた場合（特措法第34条に基づく法定設置）
- ② 市長が特に必要と認めた場合

【組織】対策本部の組織は、次のとおりとする。(参照：P 3 1 資料 1)

〔本部長〕 市長

〔副本部長〕 副市長

〔本部員〕 教育長、消防長、各部の長及び各課等の長

〔事務局〕 情報収集会議

- 〔開催基準〕
1. 新型インフルエンザ等発生を覚知したとき
 2. 新型インフルエンザ等の国内第 1 例及び隣県での第 1 例目の発生が確認されたとき
 3. 県内で疑い事例(要観察例)が生じたとき
 4. 新型インフルエンザ等の県内発生が確認されたとき
 5. 県・保健所からの指導があったとき
 6. 対策について重要な決定を行う必要があると判断したとき
 7. その他不測の事態が生じたとき

(2) 情報収集と適切な方法による情報提供

新型インフルエンザ等対策を適時適切に効果的に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

市民への情報提供は、平時より市広報紙、ホームページ等を活用して、新型インフルエンザ等に関する正しい情報を提供し、市民の関心を高める。

また、感染予防に有効とされている外出後の手洗いやうがい等の正しい方法の紹介など、通常の保健推進活動の中へ位置づけ、あらゆる場所、機会を捉えて啓発活動の徹底を図っていく。まず予防という観点から、知識としての予防対策や事前の備えについて理解を深めることで、発生時の市民の混乱を最小限に抑えるように努めるとともに、発生時においては、情報の提供と国・県・市の実施する対策への協力が得やすい環境づくりを行う。

(3) まん延防止対策

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで、体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人における対策については、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人ごみを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、緊急事態時には、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行う。

地域対策・職場対策については、県内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、緊急事態時においては、特措法第45条を踏まえて、不特定多数が集まる市の施設（市民文化会館、図書館、公民館、福祉センター、隣保館、市立体育館等）の運営自粛を行うとともに、市民に対し不特定の者が集まる場や機会には極力参加しないよう情報の発信を行う。

（４）市民に対する予防接種の実施

①特定接種

流行期においても、新型インフルエンザ等対策を行政として滞ることなく、継続的に実施していくため、厚生労働大臣は知事や市町村長に対し、対策に携わる職員に対する先行的予防接種（以下「特定接種」という。）の実施を指示する。特定接種は、医師、看護師等医療関係者及び電気・ガス・水道・銀行・通信等市民の生活や経済を担う事業者（登録事業者）の従業員もこの特定接種の対象とする。

市民の被害を最小限に抑えるため、県・保健所と連携しながら、実施体制や実施施設確保等を行う。

②住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして、市民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく予防接種を行うこととなる。

一般住民対象のワクチン接種は、本市を実施主体として、原則的に集団接種が考えられており、実施会場等も含め、集団接種体制の整備を図っておく。

なお、原則は集団接種と考えられているが、医療機関接種実施も考慮し、市内及び周辺医療機関（以下「市内医療機関等」という。）との協議も継続的に進めておく。

（５）生活環境の保全、その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

①ライフラインの維持・確保

新型インフルエンザ等が発生し、大流行を経て終息に至るまでの間、継続的にライフライン機能を維持する。

市直営の重要なライフラインとして上下水道がある。また、日常生活に直接関わるごみ処理やし尿処理なども委託事業者、関連事業者と平時より連携を密にし、感染期でのライフライン維持・確保の対策を検討しておく。

②生活関連物資の確保及び安定

新型インフルエンザ等が発生し、大流行を経て終息に至るまでの間、継続的に食料等生活必需品の流通機能を維持するため、県との連携を図っていく。また、市内食品

流通業者とは平時より感染期を想定し、協議を行っていく。感染期には、大勢の人が集まる大型量販店なども感染源になると考えられることから、平時より市民に対し、感染期での不要不急の外出自粛の徹底を求めた啓発活動を行っていく。そのため、緊急時の保存用食料品や日用品等の備蓄推進を進める。

③相談窓口の設置

市民の新型インフルエンザ等に対する疑問や不安解消等に適切に対応するため、平時から市民の生活全般に関する相談業務に対応できる職員の育成を図っておく。発生時以降は、速やかに電話相談窓口を設置し対応する。

④治安・消防機能の維持

新型インフルエンザ等が発生し、大流行を経て終息に至るまでの間、継続的に治安・消防機能を維持するため、関係機関との連携体制の構築を図り、常に必要な協議を行っておく。

⑤火葬・安置場所の確保

新型インフルエンザ等発生から大流行を経て終息に至るまでの間、継続的に火葬機能を維持するため、御坊市斎場との感染期での対応について検討を進めていく。

また、県の要請に速やかに対応できるよう、遺体の安置場所を指定しておく。

⑥社会福祉施設の運営

新型インフルエンザ等が発生した場合においては、発生段階に応じて通所型のデイサービス等は休止等の措置を講じる。しかし、入所型の社会福祉施設については、入所者の生活の場であり、施設を閉じることは生活の場を奪うことになる。入所型の施設は、施設内のまん延防止策を講じながらの継続運営が必要であり、平時より十分な対応策を講じておく。

⑦在宅要援護者への支援

高齢者世帯、障がい者世帯等、新型インフルエンザ等の感染で生活に支障をきたす感染リスクの高い世帯においては、新型インフルエンザ等に罹患した場合、自らが食料品等を購入することが困難となることが予想されるため、対象者世帯を事前に把握し、平時からの備蓄品確保の奨励や発生時においては、食料等日常生活用品の提供とともに安否確認等を行う。

⑧学校等の臨時休校（園）措置

学校・幼稚園・保育所等（以下「学校等」という。）は、閉鎖的空間であり、短時間で感染拡大しやすい環境にある。また、それが地域での流行の中心になる危険性を有している。

学校は、児童、生徒本人及びその家族、教職員等の罹患有無などの情報収集を常に行い、さらに周辺町を含め、的確な現状把握により、遅滞なく臨時休校等の措置を講じていく。また、幼稚園や保育所にも同様の措置を要請する。

学校等は、教職員、児童、生徒、園児のり患状況を常に対策本部に報告する。

⑨医療提供体制への協力

感染期を迎えた場合、市内医療機関等での医療提供体制確保が困難な場合も想定されることから、臨時の医療施設等として転用できる施設の設置について協力する。

インフルエンザ等対策行動計画

発 生 段 階 別

【各 論】

【５項目発生段階別取組み】

１．実施体制

新型インフルエンザ等の発生・流行に伴い、市民の健康被害や社会的・経済的被害が予想されることから、緊急かつ総合的な対応を迅速かつ円滑に実施するため、市は各発生段階に対応した危機管理体制を確立する。

【危機管理体制の基本的な考え方】

◎生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞が予想されるため、危機管理の問題として全庁的に取り組む。

◎政府対策本部長(内閣総理大臣)が「緊急事態宣言」を公表した場合、特措法第３４条に基づき、市長をトップとした新型インフルエンザ等対策本部を速やかに設置し、県・保健所・周辺町と連携を持ちながら、総合的な対策を強力に推進する。

(１) 未発生期

市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直す。

新型インフルエンザ等対策には、発生前から定期的に情報を収集し、市民への情報提供や啓発活動を中心とした予防対策を講じる等、日頃から発生拡大を防止する取組みを行っていくことが重要と考えられる。また、発生すれば感染は広範囲に拡大すると考えられるため、未発生期から県や他市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、情報交換、連携体制、さらには広域での訓練等の実施に努める。

市は、発生前から関係各課連携を密にしながら、総合的な対策の検討、協議を行っておく。さらにインフルエンザ等対策に必要な、感染防止用ＰＰＥ（個人防護具）及び医薬品その他関連物資の調達や備蓄を進めておく。

(２) 海外発生期 (３) 県内未発生期 (４) 県内発生早期 (５) 県内感染期

厚生労働大臣が感染症法第４４条の２の規定に基づく新型インフルエンザ等発生を公表した場合は、県・保健所と連絡を密にして、正確な情報の収集、集約を行い、感染予防及びまん延防止に取り組み、必要な対策を総合的に推進する。また、特措法第３２条第１項により、緊急事態宣言がなされた場合には、今後の感染拡大に備え、全庁的な対応を迅速に実施するため、速やかに対策本部を設置し、必要に応じて会議を開催する。

なお、県内感染期以降は、危機管理上、市長と総務部長は原則別行動とする。

(6) 小康期

原則として対策本部は設置を継続し、これまで段階における対策に関する評価を行う。

なお、対策本部の解除は、国・県における対策本部の解除等を参考に解除する。

2. 情報収集と適切な方法による情報提供

市では、新型インフルエンザ等に対し、感染経路対策など感染予防・まん延防止対策を実施するが、その効果を最大限に有効なものとするためには、市民一人ひとりの理解と協力が必要となる。そのため市は、個人のプライバシーに十分配慮しつつ、迅速に正確な情報を市民に提供する体制の整備を行う。

なお、コミュニケーションに障がいのある方、視覚障がい、聴覚障がいや外国人などの配慮も検討していく。

【市民への情報提供の基本的な考え方】

- ◎ 対策マニュアルを市広報紙やホームページ等により、発生前に広く市民に情報を提供し新型インフルエンザ等への対応行動について、正確な知識に基づき適切に行動できるよう、市民の十分な理解を深める。
- ◎ 在宅要援護者へは、平時より個別説明等を行い、食料等生活必需品の備蓄についての理解と行動を促していく。
- ◎ ワンストップサービスで処理できる相談体制を確立する。
- ◎ 来庁の難しい方については、電話での相談窓口などを設置する。

(1) 未発生期

市民に対して、発生前から「新型インフルエンザ等に関する情報」及び「発生時に県及び市が実施する対策」等について情報発信を行い、平時より市民の関心を高め、併せて市が実施する対策への協力要請を行うことで、発生時の感染拡大と生活の混乱を最小限に抑えることに努める。

- ① 季節性インフルエンザ対策の勧奨と周知
- ② 新型インフルエンザ等についての正確な情報の発信
- ③ 県設置の帰国者・接触者相談センターの電話番号の周知
- ④ 新型インフルエンザ等に対する感染予防策（マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等による感染予防等）の周知
- ⑤ 新型インフルエンザ等県内発生時における救急車の不適切利用自粛の啓発
- ⑥ 平時における食料等生活必需品備蓄の勧奨
- ⑦ 新型インフルエンザ等発生時に県及び市が実施する対策の周知と協力要請

★以上の項目に関する情報は、常に新しい情報の更新を行い、市広報紙やホームページ等へ掲載するとともに、周辺自治体との連携により、県や報道機関の協

力を得て市民に広く周知する。

(2) 海外発生期 (3) 県内未発生期

市民に対して、「新型インフルエンザ等に関する情報」及び「県や市が実施する対策への協力要請等」について積極的に情報発信を行う。

- ① 新型インフルエンザ等についての正確な情報の発信
- ② 県設置の帰国者・接触者相談センターの電話番号の周知
- ③ 新型インフルエンザ等対応の医療機関（帰国者・接触者外来）及び受診時の注意事項の発信
- ④ 新型インフルエンザ等の県内発生時における救急車不適切利用の啓発
- ⑤ 新型インフルエンザ等に対する感染予防策（マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等による感染予防等）の徹底周知
- ⑥ 食料等生活必需品の備蓄を奨励するとともに冷静な対応を要請
- ⑦ 国内発生地域等の情報提供及び不要不急の旅行等の自粛要請

★以上の項目に関する情報は、常に新しい情報の更新を行い、市広報紙やホームページ等へ掲載するとともに、周辺町との連携により、県や報道機関の協力を得て市民に広く周知する。

★新型インフルエンザ等に関し、県が臨時に記者会見等で発表を行ったときは、それに併せて感染予防の情報を市民に発信する。

(4) 県内発生早期

引き続き、市民に対して「新型インフルエンザ等に関する情報」及び「県や市が実施する対策及び対策への協力要請」について積極的に情報発信を行う。

- ① 新型インフルエンザ等についての正確な情報の発信
- ② 県設置の帰国者・接触者相談センターの電話番号の周知
- ③ 新型インフルエンザ等対応の医療機関（帰国者・接触者外来）及び受診時の注意の周知
- ④ 新型インフルエンザ等に対する感染予防策（マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等による感染予防等）の徹底周知
- ⑤ 食料等生活必需品の備蓄に関する勧奨（冷静な対応要請）
- ⑥ 救急車の不適切利用自粛の徹底周知
- ⑦ 鉄道、航空機、路線バス等公共交通機関の不要不急の利用自粛要請
- ⑧ 不特定多数の人が集まる閉鎖空間の利用自粛要請（大型量販店等の営業縮小）
- ⑨ 集会等各種行事への参加自粛要請
- ⑩ 国内発生地域等の情報提供及び不要不急の旅行等の自粛要請
- ⑪ 県及び市が実施する対策の周知と協力要請

★以上の項目に関する情報は、常に新しい情報の更新を行い、市広報紙やホーム

ページ等へ掲載するとともに、周辺町との連携により、県や報道機関の協力を得て市民に広く周知する。

★新型インフルエンザ等の県内（隣県）発生時においては、県が臨時に記者会見等で発表を行ったときは、それに併せて再度感染予防の徹底に関する情報を市民に発信する。

（５）県内感染期

引き続き、市民に対して「新型インフルエンザ等に関する情報」及び「県及び市が実施する対策及び対策への協力要請等」について積極的に情報発信を行う。

- ① 新型インフルエンザ等についての正確な情報の発信
- ② 県設置の帰国者・接触者相談センターの電話番号の周知
- ③ 新型インフルエンザ等対応の医療機関及び受診時の注意事項の発信
- ④ 新型インフルエンザ等に対する感染予防策（マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等による感染予防等）の徹底周知
- ⑤ 食料等生活必需品の流通等に関する情報の提供
- ⑥ 救急車の不適切利用自粛の徹底周知
- ⑦ 鉄道、航空機、路線バス等公共交通機関の不要不急の利用自粛の要請
- ⑧ 不特定多数の人が集まる閉鎖空間の利用自粛の要請（大型量販店等の営業縮小）
- ⑨ 集会等各種行事への参加自粛要請
- ⑩ 国内発生地域等の情報提供及び不要不急の旅行等の自粛要請
- ⑪ 県及び市が実施する対策の周知と協力要請

★以上の項目に関する情報は、常に新しい情報の更新を行い、市広報紙やホームページ等へ掲載するとともに、周辺町との連携により、県や報道機関の協力を得て市民に広く周知する。

★ 県内感染拡大期においては、必要に応じ市長が記者会見を開催することもある。

（６）小康期

引き続き、市民に対して「新型インフルエンザ等に関する情報」及び「県及び市が実施する対策及び対策への協力要請等」について積極的に情報発信を行う。

- ① 新型インフルエンザ等についての正確な情報の発信
- ② 県設置の帰国者・接触者相談センターの電話番号の周知
- ③ 新型インフルエンザ等対応の医療機関及び受診時の注意事項の発信
- ④ 新型インフルエンザ等に対する感染予防策（マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等による感染予防等）の徹底周知
- ⑤ 第二波に備え、食料等生活必需品の備蓄の勧奨
- ⑥ その他の必要な情報の提供

3. まん延防止対策

不特定多数の者が集まる市の施設（市民文化会館、図書館、公民館、福祉センター、隣保館、市立体育館等）については、早期の段階から、自粛及び休止の検討を始める。

併せて市民に対しては、県と連携して、感染の原因となる接触の機会を減らすため、外出の自粛を要請する等、不特定多数の者が集まる場や機会にはできるだけ行かないよう広報する等の感染防止・まん延防止策を講じる。

特措法第45条第2項による県からの要請がなされた場合は、遅滞なく事業活動の自粛又は休止の検討若しくは休止措置をとる。

（１）未発生期

海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国・県と連携を図り、継続的な情報収集を行う。また国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、県その他関係機関の連携を強化する。

個人における対策の普及を図るとともに、地域対策、職場対策の周知を図る。

不特定多数の者が集まる市の施設については、事業自粛や休止を前提とした事業継続方針を策定する。

併せて、市民に対しても、現時点で想定される新型インフルエンザ等の感染経路などを積極的に情報提供し、新型インフルエンザ等発生時には不特定多数の者が集まる場や機会には極力参加しないように具体的な情報発信を行う。

（２）海外発生期

不特定多数の者が集まる市の施設については、新型インフルエンザ等の国内発生に備えて、あらかじめ作成した事業休止や利用者等の減少を前提とした事業継続方針に基づき対応の準備を行う。

併せて市民に対しても、現時点で想定される新型インフルエンザ等の感染経路などを積極的に情報提供し、新型インフルエンザ等発生時には不特定多数の者が集まる場や機会には極力参加しないように具体的な情報発信を行う。

（３）県内未発生期 （４）県内発生早期 （５）県内感染期

不特定多数の者が集まる市の施設については、新型インフルエンザ等の国内発生に備えて、予め作成した事業休止や利用者等の減少を前提とした事業継続方針に基づき、事業活動の自粛や休止を行う。

また、市民に対しても不特定多数の者が集まる場や機会には極力参加しないよう積極的な情報発信を行う。

なお、特措法第45条第2項による県からの自粛等協力要請がなされた場合は、遅滞なく事業活動の自粛又は休止の検討若しくは休止措置を講じる。

(6) 小康期

県から自粛要請の解除があるまでは、市民に引き続き自粛要請を継続する。第二波に備え、業務再開に当たっては感染防止策の徹底を図る。

4. 市民に対する予防接種の実施

予防接種には、特定接種と住民接種がある。特定接種は、特措法に規定されている社会生活を維持する機能を担う限定された職種に優先的に行なわれる。

一方、住民接種は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行なわれたときには、予防接種法第6条第1項に基づく臨時接種、行われていない場合は、同法第6条第3項に基づく新臨時接種として行われる。

住民接種の対象者として、外国人や市内福祉施設などの入居者で、当市に住民登録がない場合であっても、感染拡大防止の観点から接種の対象とする。同様に、市民が他市町村での接種の対象となりうることもあることから、状況に即し、遅滞なくワクチン接種が可能となるよう、市町村間で広域的な接種に関する協定の締結を検討しておく。

住民接種時にはワクチンの供給不足も考えられることから、ワクチン確保は重要な課題であり、未発生時から必要なワクチン量の把握に努め、ワクチン確保の検討を進めておく。

また、急激な感染拡大があった場合、予定していたワクチンの不足も考えられることから、平成21年度の新型インフルエンザの流行時に実施したような優先接種制度なども含め、緊急事態を想定した取組みを協議しておく。

特定接種は、社会機能維持や感染拡大・まん延防止のために実施されるものであるから、配布されるワクチンを速やかに対象者に接種する体制を準備する必要がある、県と連携し、市内医療機関等の協力を得ながら接種体制や接種場所の確保に努める。特定接種も住民接種も原則集団接種となっていることから、その際の会場として市庁舎や福祉センターなどの公的施設利用も検討しておく。

その他、接種体制確保のため、平時より県・保健所・市内医療機関等との調整を図っておく。

(1) 未発生期

社会機能維持者等への特定接種に係る接種場所の確保については、県・保健所と連携し、市内医療機関等と協議を行いながら必要に応じ公的施設を提供するなど、未発生期より連携、協議を行い、関係機関との意思疎通を図っておく。また国が行う登録事業者の登録業務に必要に応じて協力する。

住民接種（集団接種）を速やかに実施できるよう、未発生期において市内医療機関等や事業所、学校関係者等と連携し、接種に携わる医療従事者等の体制、接種会場、接種時期、接種時の対応職員の体制等のほか、ワクチン接種予約の方法など、接種に

関する具体的な実施方法について検討、準備を進めておく。また、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。

(2) 海外発生期 (3) 県内未発生期

特定接種については、国と連携して市職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対して、原則、集団的な接種により、本人の同意を得て接種を行う。

住民接種については、国と連携して、特措法第46条に基づく予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種、又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。

(4) 県内発生早期

住民接種（予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種：接種費用は原則住民負担）の実施については、政府対策本部が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で決定する。

さらに住民への接種順位についても、政府対策本部が接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて決定する。

- ・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始する。
- ・住民に対し、接種に関する情報を提供する。
- ・接種の実施にあたり、国及び県と連携して、保健所・福祉センター・学校など公的な施設の活用、もしくは医療機関への委託等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

《緊急事態宣言がされている場合》

住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種（接種費用は原則公費負担）を実施する。

(5) 県内感染期

予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

《緊急事態宣言がされている場合》

特措法第46条の規定に基づく予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

(6) 小康期

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

《緊急事態宣言がされている場合》

国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条の規定に基づく予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

5. 生活環境の保全、その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

① ライフラインの維持・確保

ライフライン（電気・ガス・上下水道・通信等）は、社会や経済を破綻させないための重要な要素のひとつであり、またその維持は市民生活に直結する重要な課題である。

新型インフルエンザ等発生時には、職場の欠勤率が最大40%となることも一つの被害と想定されており、これを踏まえて感染防止と社会機能維持の観点から職場における感染防止策の徹底と事業継続計画を策定しておく必要がある。

また、ごみ処理、し尿処理については、平時から委託収集業者との連携を図っておくとともに、各処理施設については、感染期の職員体制を想定し事業継続計画を策定しておく。

【対策の基本的な考え方】

- ◎ 上下水道機能・・・感染防止策を講じながら機能維持
- ◎ ごみ処理施設・・・感染防止策を講じながら機能維持
- ◎ し尿処理施設・・・感染防止策を講じながら機能維持

(1) 未発生期

市が行っている上下水道、広域で行っているごみ処理・し尿処理の各事業について、新型インフルエンザ等が発生し、大流行を経て終息に至るまでの間、継続的にライフライン機能を維持することが可能となるよう感染予防・まん延防止策や事業継続について定めた事業継続計画を策定する。

- ① ライフライン事業者の感染予防策
- ② 継続業務内容及び職員体制の検討及び緊急連絡網の整備
- ③ 事業所内の代替意思決定の検討
- ④ 職場内での感染に対する対応確認
- ⑤ 関係事業者、団体、企業等との危機管理に関する事前協議及び情報交換

(2) 海外発生期

国内発生に備えて、勤務体制の確認や職員等の感染予防・まん延防止策の準備を行う。

委託業者に対し、適宜、事業継続の要請及び確認を行うとともに、各事業所における感染予防・まん延防止策の徹底を要請し確認する。

(3) 県内未発生期 (4) 県内発生早期 (5) 県内感染期

上下水道事業については、事業継続維持や職員の感染予防・まん延防止策を実施する。

ごみ収集、し尿処理については、委託事業者と情報交換を行いながら、感染予防・まん延防止策の徹底を図っていく。

なお、委託事業者については、事業者の運営状況等（感染等による欠勤者数、今後の運営の見込み等）について、事業者の協力を得て見通しの把握に努める。

《緊急事態宣言がされている場合》

市は、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

(6) 小康期

国・県の状況を見ながら、適宜、事業の縮小解除や事業体制及び勤務体制の見直しを行い、引き続き職員に対する感染防止策を徹底し継続する。

委託事業者に対し、事業継続の要請を行うとともに、引き続き感染予防・まん延防止策の徹底を要請する。

《緊急事態宣言がされている場合》

国、県と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

②生活関連物資の確保及び安定

新型インフルエンザ等の発生時には、食料等の生活必需品の確保が必要になることから、市民が食料、日用品、薬品等の備蓄をすることに関して奨励していくこととしているが、食料等生活必需品の流通が確保され、必要最低限の物資が市場を通じ、市民に提供されるシステムを維持することは、社会や経済を破綻させないための最も重要な要素の一つであり、市民生活に直結する重要な課題である。このため、新型インフルエンザ等が発生し、大流行を経て終息に至るまでの間、食料等生活必需品が市民

に提供されるよう流通確保に努める。

そのため、流通事業所においては、最悪の欠勤率を想定して、感染拡大防止と社会機能維持の観点から、職場での感染防止策の徹底と事業所の事業継続計画を策定することが重要である。

なお、流通確保では、特に閉鎖的空間でかつ不特定多数の者が集まる場や、大型量販店等での感染が想定される。このような閉鎖的空間における感染防止・まん延防止対策は、販売規模縮小を含め、感染予防措置を徹底して行えるよう、商工会議所や流通・販売業者との連携を強化しておく必要がある。

(1) 未発生期

新型インフルエンザ等が発生し、大流行を経て終息に至るまでの間、継続的に食料等生活必需品の流通機能を維持するため、県と連携して生産・流通・販売等の関係事業者に対し感染予防・まん延防止策や事業継続について定めた事業継続計画の策定を要請する。

また、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄する。

(2) 海外発生期

県と連携し、生産・流通・販売の関係事業者に対して、国内発生時の流通確保について再確認を行う。

(3) 県内未発生期 (4) 県内発生早期 (5) 県内感染期

県と連携し、生産・流通・販売の関係事業者等に事業継続の要請を行うなど、食料等生活必需品の流通確保に努める。

市民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、小売業等関係事業者団体に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口の充実を図る。

(6) 小康期

関係事業者に対して、小康状態においても、感染防止策を徹底し、事業を継続するよう要請する。

《緊急事態宣言がされている場合》

国、県と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

③相談窓口の設置

新型インフルエンザ等発生時に講じる対策の効果を最大限に得るためには、市民一人ひとりが新型インフルエンザ等に対する正しい知識に基づき、適切に行動することが必要不可欠である。このため市は、迅速に正確な情報を市民に提供する体制を整備するとともに、市民からの相談に適切に対応できる相談体制を整備することが重要となる。特に、新型インフルエンザ等発生以降の相談体制は、県・保健所と情報の共有化を図り、市民からの新型インフルエンザ等に関するものを含む、生活全般にわたる相談に対応できる電話相談窓口を開設する。

相談にはワンストップで対応するため、感染症担当職員だけでなく、他の職員も同様に対応できるよう、日頃から職員研修等行い体制を整備しておく。

(1) 未発生期

市民からの新型インフルエンザ等に関する疑問、不安解消等に適切に対応し、生活全般に関する相談に対応するために、県・保健所と情報の共有化を図り、「電話窓口相談」等、相談体制の整備を行う。また、新型インフルエンザ等発生時における相談業務が適切かつ円滑に実施できるよう「新型インフルエンザ等Q&A」を策定するとともに、これを使用して発生時の対応のため、一般職員に対し相談員の研修を実施しておく。さらに、新型インフルエンザ等発生時の発熱相談に対応するために、感染した場合や感染を疑う場合には、速やかに「和歌山県帰国者・接触者相談センター」（以下「相談センター」という。）に相談できるよう市民へ事前の周知を図る。

(2) 海外発生期

市民の新型インフルエンザ等に関する疑問、不安解消等に適宜相談対応を行い、市民の不安解消に努めるために、コールセンター等を設置し、情報提供を行う。

県が「相談センター」等を設置した場合には、このことを積極的に広報し、また、感染した場合や感染を疑う場合には、必ずこの「相談センター」に相談するよう広く周知を行う。

(3) 県内未発生期 (4) 県内発生早期

国内発生早期にコールセンター等の体制の充実・強化を行い、県内発生早期より市民の不安を解消し、混乱を避けるため、「電話相談窓口」の強化を図る。さらに、必要に応じ相談人員の拡充や電話回線の増設を検討する。

(5) 県内感染期

「電話相談窓口」を継続する。

(6) 小康期

「電話相談窓口」を縮小する。

④治安・消防機能の維持

治安や消防機能の維持は、社会機能を維持するための最も重要な要素のひとつであり、市民の生活に直結する重要な課題である。

このため、新型インフルエンザ等が発生し、大流行を経て終息に至るまでの間、継続的に治安・消防機能を維持するため、関係機関と連携し対策を講じる。

(1) 未発生期

新型インフルエンザ等が発生し、大流行を経て終息に至るまでの間、継続的に治安・消防の機能を維持するため、関係機関との連携体制の構築を図り必要な協議を行う。

また、市民に対しては、安易な救急車要請の自粛など、感染まん延時を想定した啓発活動を行う。

(2) 海外発生期

国内発生時に備え、消防本部への新型インフルエンザ等関係の必要な情報を提供し、さらなる連携強化の確認を行う。

安易な救急車要請の自粛など、市民の理解を求めていく。

(3) 県内未発生期 (4) 県内発生早期 (5) 県内感染期

新型インフルエンザ等が発生し、大流行を経て終息に至るまでの間、継続的に治安・消防等の機能を維持するため、関係機関との連携体制の強化を図り、必要に応じ対応を要請する。

引き続き安易な救急車利用の自粛要請をしていく。

(6) 小康期

関係機関に対して、感染防止策を徹底し業務を継続するよう要請する。

⑤火葬・安置場所の確保

新型インフルエンザ等の感染が拡大した場合には、死亡者の数が火葬場の処理能力を超える事態が起こり、火葬の円滑な実施に支障が生ずるとともに、公衆衛生上、火葬することができない遺体の保存対策が大きな問題となる可能性がある。

感染症法第30条第3項においては、墓地、埋葬等に関する法律第3条に規定する

24時間以内の埋火葬禁止規定の特例として、新型インフルエンザ等によって死亡した者については、感染防止の観点から24時間以内の埋火葬が認められているとともに、感染症法第30条第2項において、このような病原体に汚染され、又は、汚染された疑いがある遺体は、原則として火葬することとされている。このため、新型インフルエンザ等が発生し、死亡者が多数に上った場合においても、速やかに火葬を行うことができる体制をあらかじめ整備し、火葬処理機能が確保されるよう対策を講じる必要がある。

また、県の要請に速やかに対処できるよう臨時遺体安置場所の指定を進めておく。

なお、特措法第56条による手続きの特例措置の実施についても、事前に検討しておく。

(1) 未発生期

県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際に、また県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。

(2) 海外発生期

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるように準備を行う。

(3) 県内未発生期 (4) 県内発生早期 (5) 県内感染期

火葬機能の維持を図るため、担当課は稼働状況を常に把握しておく。
遺体からの感染を防ぐため、職員の感染防止策を徹底する。

《緊急事態宣言がされている場合》

火葬場の管理者に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の県からの要請を受けた場合は対応する。

(6) 小康期

引き続き職員の感染防護策を徹底し、業務を継続するとともに、周辺町や県・保健所と情報を共有する。

⑥社会福祉施設の運営

社会福祉施設の感染予防対策の基本は、利用者、職員、委託事業者、面会者、ボランティア等により、施設内にウイルスを持ち込ませないことである。

高齢者の社会福祉施設には、デイサービスのような通所型と特別養護老人ホームのような入所型があるが、特に入所型の施設は、多くの利用者が集団生活を営む「生活の場」であり、感染拡大での施設の休止は生活の場を奪うことになり、新型インフルエンザ等が施設内に発生した場合においても、通常は施設の休止を行うことは困難である。

そこで、施設を継続運営しながら施設内における感染予防・まん延防止策の徹底した対策を講じる必要がある。一方、通所施設は、利用者自身が通所で施設を利用するため、施設内にウイルスが持ち込まれる可能性が高く、可能な範囲での運営の縮小、休止によるまん延対策を実施する。

高齢者だけでなく、市内には多くの社会福祉施設があり、特に入所型については同じように生活の場を奪いかねないことから、平時より各施設等と十分連携しながら、適切に対応していくことが重要である。

社会福祉施設入所者等のワクチン住民接種については、各施設と事前に十分協議しておく。

(1) 未発生期

社会福祉施設における対応については、各施設と連携しながら、施設運営について定めた事業継続計画の策定を促していく。

(2) 海外発生期

収集した新型インフルエンザ等に関する情報、例えば病原性や感染力、症例定義等をもとに事業継続計画の見直し・調整を行い、施設内における感染予防・まん延防止の徹底を図る。

(3) 県内未発生期 (4) 県内発生早期 (5) 県内感染期

県内で新型インフルエンザ等が発生した場合、通所施設については介護事業所等と協議の上、休止の方向で取組む。

入所施設については、感染予防の徹底を図り、事業者と協議しながら事業を継続する。

(6) 小康期

県・保健所等との状況判断により、通所型施設の再開を行う。

なお、その後も、必要に応じ感染予防・まん延防止策を講じる。

⑦在宅要援護者への支援

新型インフルエンザ等のまん延期以降は、入院の対象者が重度の肺炎や呼吸機能の低下等を認め、医学的に入院が必要と判断される重症の新型インフルエンザ等の患者のみに絞られる可能性がある。そのため、地域にはウイルスを保有した患者があふれることが予想される。特に、高齢者世帯、障がい者世帯等、新型インフルエンザ等の感染で生活に支障をきたすリスクの高い世帯（以下「対象世帯」という。）においては、自らが食料等生活必需品を購入することが困難となることが予想されるため、対象世帯への支援について要支援マニュアルに沿って対策を講じる。

（１）未発生期

高齢者世帯、障がい者世帯等、新型インフルエンザ等の感染で生活に支障をきたす感染リスクの高い世帯においては、新型インフルエンザ等になり患した場合、自らが食料等生活必需品を購入することが困難となることが予想されるため、対象世帯の事前把握のためのシステムづくりに努め、支援等に関するマニュアルを策定しておく。対象者については、食料品等生活必需品の備蓄を奨励するなどの対策を講じる。また、発生時に必要となる食料品等生活必需品の確保について、商工会議所、市内の大型量販店や食料品販売店等と事前協議を行う。

（２）海外発生期

国内発生時に備え、在宅要援護者リストの作成と確認の支援体制の準備を行う。在宅でのワクチン接種、また、訪問診療の必要な要援護者については、事前の調査で意思確認等を行っておく。

（３）県内未発生期 （４）県内発生早期 （５）県内感染期

県を通じ、地域の流通、物流事業者等の運営状況等、必要な情報を収集し、介護事業者等との連携を図りながら、在宅要援護者への支援を実施する。

流通、物流の停滞等により、食料品・生活必需品等の入手が困難になる可能性もあるため、状況に応じて、要支援世帯の安否確認や必要に応じて食料等の提供を行う。

新型インフルエンザ等になり患し、同意のある自宅療養の要援護者には、市内医療機関等と連携の上、訪問診療を実施する。

（６）小康期

在宅要援護者世帯の安否確認と健康状況把握を継続する。

訪問診療は、医師の指示に従い、必要に応じ継続する。

⑧学校等の臨時休校（園）措置

学校等は、閉鎖的空間内で感染者と非感染者が接触する機会が多いため、感染が広がりやすく、また、このような施設で感染が起こった場合、地域での流行の中心となる危険性がある。そのため、園児・児童・生徒等への感染防止対策を厳重に実施することは、学校等施設内における感染防止や家庭における子どもから保護者等への感染拡大防止に非常に効果がある。

また、県内において患者が確認され、地域内において感染が広がる可能性が否定できない場合、速やかに学校等の臨時休校を実施することが重要である。このため、海外発生時からマスクの着用や正しい手洗いなどの感染予防策を徹底する。さらに県内で発生した場合、県の要請により、速やかに全ての学校等へ臨時休校（園）等の措置を実施するなど、地域での流行の中心とならないための対策を講じる。

私立の幼稚園や保育所についても、在園児の兄弟や姉妹が学校へ通学している場合もあり、同様の感染拡大に繋がることもある。市立学校等の状況を見ながら、休園要請を行っていく。

また、市内の県立中高校の感染防止対策についても市教育委員会を通じて、県教育委員会との連携を図っておく。

（１）未発生期

県内において新型インフルエンザ等が発生した場合においては、県の要請等に応じて学校等の臨時休校（園）等の措置を実施するため、県・保健所と共通認識を持ちながら必要な事前準備を行う。

（２）海外発生期

学校等は、教育委員会、福祉事務所や関係機関と連携して、県内発生時の臨時休校（園）等への対応準備を行う。

（３）県内未発生期 （４）県内発生早期 （５）県内感染期

県内において新型インフルエンザ等が発生した場合は、県等の要請により、市立学校及び幼稚園の臨時休校（園）措置を実施する。市立保育所については、状況を見ながら自主登園も検討していくが、原則、市立学校や幼稚園に合せ休園する。

私立の幼稚園や保育所についても、県・教育委員会と連携しながら、臨時休園措置の実施要請を行う。

また、予め構築した児童・生徒・園児の家庭との連絡体制を活用し、臨時休校（園）中の児童・生徒・園児の健康状態や家庭の状況についての把握を行い、県・保健所へ情報提供を行う。

(6) 小康期

県からの解除要請等を受けて、学校等の臨時休校（園）措置の終了について判断する。

なお、その際も、必要に応じ感染予防・まん延防止対策を講じることとする。

⑨医療提供体制への協力

新型インフルエンザ等が流行したときに、社会の混乱や経済の破綻を防ぐためには、感染拡大の速度を鈍化させることと、患者を一人でも少なくすることが最も重要である。速度を鈍化させるとは、感染のピーク期を少しでも後にずらすことにより、対応への対策時間が増加してくるということである。

そのため、県内感染期の外来対応に至るまで、感染者の増加に応じた医療体制を確保し、医療・社会機能の破綻を防ぐよう努めることとされているが、市も県が実施するこのような医療提供体制の確保のための対策に積極的に協力する。

(1) 未発生期

市は、県からの要請を受け、発生に備えた地域医療体制の整備等について協力する。

①帰国者・接触者外来

市は、県が病院、医師会、薬剤師会、市町村等と連携し、設置に向け調整することを受け、協力する。

②臨時の患者収容施設

市は、県がまん延期患において患者が増加し、医療機関に収容しきれない場合を想定し、県、市町村、関係機関が協議の上、臨時の医療施設にあてる公共施設等を選定するとともに、医療スタッフの応援体制を構築することに協力する。

③医療機関との連携強化

市は、県からの要請を受け、市内の医療機関に対し、発生に備えた地域医療体制の整備等について情報提供を行う等、未発生期から連携を強化する。

(2) 海外発生期

市は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう市民等に周知する。

(3) 県内未発生期

①帰国者・接触者外来等の継続・拡充

市は県内での患者発生状況に応じて増設できるよう、県が感染症指定医療機関以外の病院、医師会、市に対し設置を要請することを受け、協力する。

②患者への対応

市は、県が新型インフルエンザ等と診断された者について、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行うことについて、市民等への周知を行う。

(4) 県内発生早期

①帰国者・接触者外来等

- ・市は、県内の患者発生状況に応じて、県が帰国者・接触者外来を各市町村に増設する際に協力する。
- ・県は、県内での患者発生が増加し患者の感染経路等が疫学調査で追えなくなるなど患者の受診先の集約化による感染拡大防止対策の効果が低いと判断された際には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制へと変更することを受け、市は市内医療機関、市民等への周知等を行う。
- ・市は、地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を地域医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間をとりまとめるなどして市民等への周知を図る。
- ・市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

《緊急事態宣言がされている場合》

市は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。

②患者への対応

市は、県が新型インフルエンザ等と診断された者については、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行うことについて、市民等への周知を行う。

(5) 県内感染期

①市は、国、県と連携し、帰国者・接触者外来の中止及び入院措置の中止に伴い、原則として全ての医療機関（透析病院、産科病院等を除く）において新型インフルエンザ等患者の診療を行うことを市内医療機関、市民等に周知する。

②市は、県から必要となる入院患者受け入れ病床の確保の要請を受けた場合、対応する。

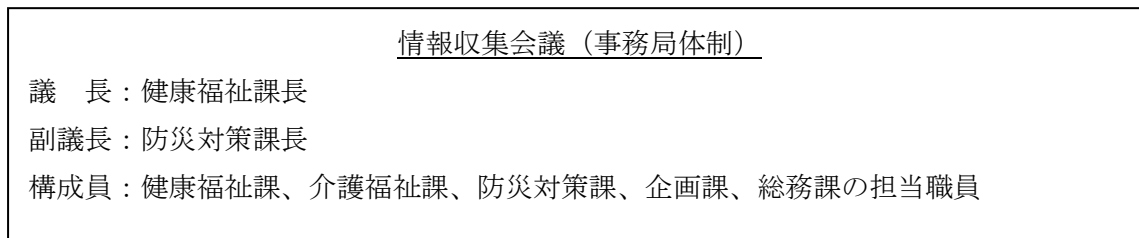
③入院治療は重症患者（重度の肺炎や呼吸機能の低下等を認め、医学的に入院が必要と診断される新型インフルエンザ等の患者）を対象とし、それ以外の患者に対しては、在宅での療養を要請するよう、市内医療機関、市民等に周知する。

(6) 小康期

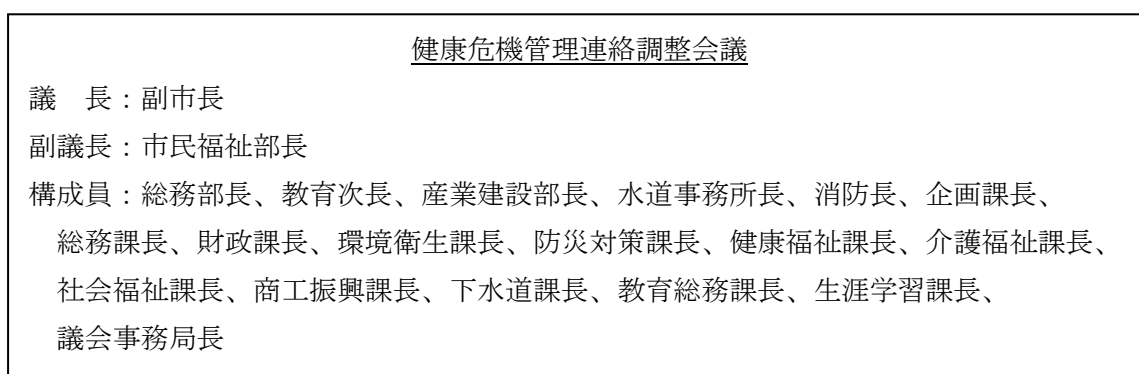
市は、県が行う新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制への移行に、必要に応じて協力する。

資料1 実施体制

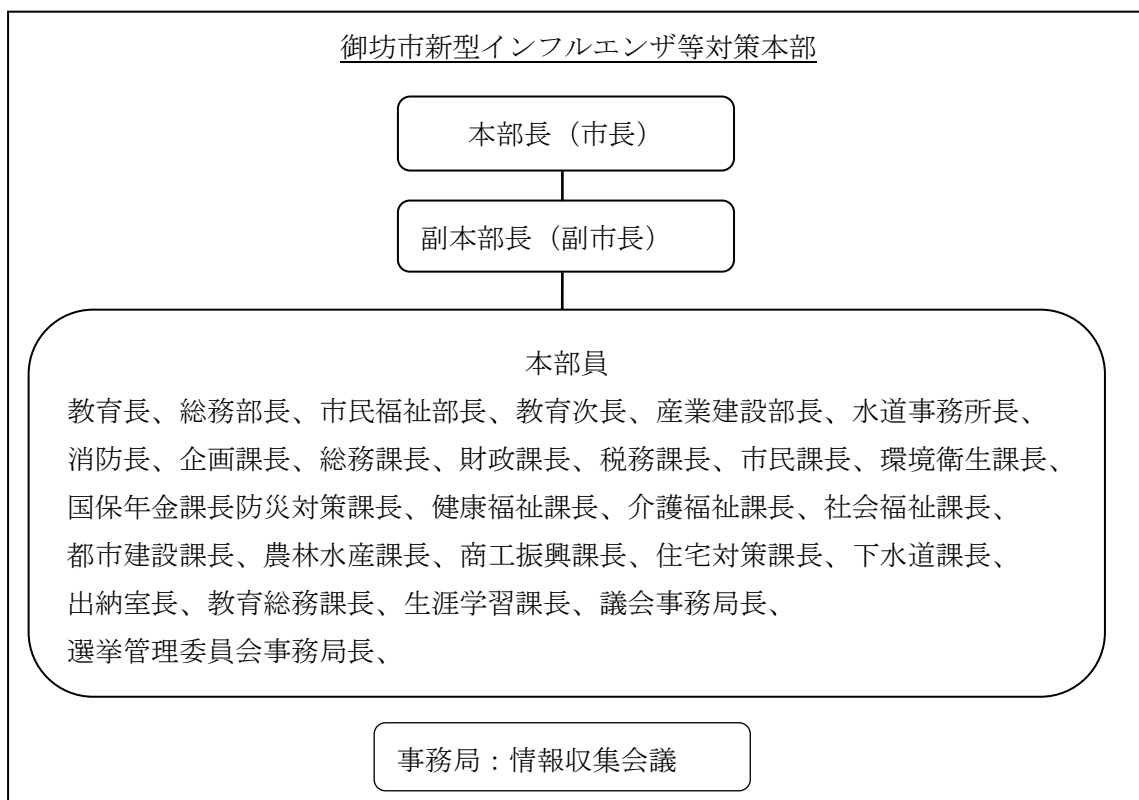
海外発生期



県内未発生期（国内発生早期）



県内発生早期、または緊急事態宣言がなされた時



各業務における担当部署

業 務	担当課
1. 実施体制	全部局
2. 情報収集と適切な方法による情報提供	健康福祉課 介護福祉課 防災対策課 企画課 総務課
3. まん延防止対策	教育委員会 社会福祉課 健康福祉課 介護福祉課 その他関係課
4. 市民に対する予防接種の実施	健康福祉課 その他関係課
5. 生活環境の保全、その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	
① ライフラインの維持・確保	水道事務所 下水道課 環境衛生課 その他関係課
② 生活関連物資の確保及び安定	商工振興課、 その他関係課
③ 相談窓口の設置	健康福祉課 介護福祉課 その他関係課
④治安・消防機能の維持	消防本部
⑤火葬・安置場所の確保	環境衛生課 その他関係課
⑥社会福祉施設の運営	社会福祉課 健康福祉課 介護福祉課
⑦在宅要援護者への支援	社会福祉課 健康福祉課 介護福祉課 その他関係課
⑧学校等の臨時休校（園）措置	教育委員会 社会福祉課 その他関係課
⑨医療提供体制への協力	健康福祉課

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）。

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関

＊特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院

＊第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

＊第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

＊結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状

等を有するものに係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生病から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具(Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの

○ 死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等により患って死亡した者の数

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6 条第7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009 年（平成21 年）4 月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011 年（平成23 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6 条第9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15 条に基づく調査をいう。

○ 致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザにり患した者のうち、死亡した者の割合

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。）

○ 発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザにり患した者の割合

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（人など）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲製、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現